

公安委員会 説明資料 No. 1	G7広島サミット警備に伴う特別派遣について	令和5年3月30日 警備部
---------------------	-----------------------	------------------

議題事項

広島県公安委員会から援助の要求があったので、これを受理して警察官を特別派遣する。

1 派遣目的

G7広島サミット警備に万全を期すため

2 派遣概要

警察官

3 援助要求

警察法第60条第1項の規定により、広島県公安委員会から援助の要求があったもの

報告事項

令和4年度におけるサイバーセキュリティ戦略推進状況及び令和5年度の取組について報告する。

1 令和4年度の推進状況

- (1) 体制及び人的・物的基盤の強化
 - 優秀な人材の確保及び育成の推進
 - 職員全体の対処能力の向上
 - ・ 令和4年度末時点のサイバー事案対処能力検定合格者
上級 8人（前年比+2人）
中級 194人（前年比+28人）
初級 1,802人（前年比+36人）
- (2) 実態把握と社会変化への適応力の強化
 - 通報・相談への対応強化と実効的な対策の推進
 - ・ 令和4年中のサイバー相談件数 1,494件（前年比+53件）
 - ・ 令和4年中のサイバー犯罪検挙件数 180件（前年比+35件）
 - 脅威情報の収集・分析の推進
- (3) 部門間連携の推進
 - 捜査における部門間連携
 - ・ 令和4年中の捜査支援状況
解析件数 236件（前年比-13件）
派遣件数 71件（前年比+44件）
- (4) 国際連携の推進
 - 国際捜査における初動捜査の徹底
- (5) 官民連携の推進
 - 産学官の知見等を活用した対策の推進
 - ・ 香川県警察サイバーセキュリティ対策アドバイザーの委嘱
 - ・ サイバー防犯ボランティアと連携した取組の推進
 - 社会全体のセキュリティ意識の向上
 - ・ 令和4年中のサイバーセキュリティ教室実施状況
実施回数 349回（前年比+5回）
対象者数 3万5,767人（前年比-9,303人）

2 令和5年度の取組

県警察におけるサイバーセキュリティ戦略に基づき、同戦略の重点項目に沿った諸対策を推進するとともに、令和5年度の当県の情勢を踏まえ、

- G7香川・高松都市大臣会合開催に伴うサイバー事案対処のための警備諸対策
- サイバーセキュリティ対策アドバイザーの知見を活用した対策を強化していく。

公安委員会 説明資料 No. 3	令和5年2月中の苦情申出の受理・処理状況 について	令和5年3月30日 警務部
---------------------	------------------------------	------------------

報告事項

- 令和5年2月中の苦情申出受理件数 ～ 公安委員会1件、警察3件
- 令和5年の苦情申出総受理件数 ～ 公安委員会3件、警察4件

1 月別苦情申出受理件数

区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
公安委員会	件数	2	1											3
	前年比	±0	+1											+1
警察	件数	1	3											4
	前年比	-1	±0											-1

2 苦情内容別受理・処理件数

内 容	公安委員会				警 察			
	2月		累計		2月		累計	
	受理	処理	受理	処理	受理	処理	受理	処理
遺失・拾得届								
窓口・電話対応					1		1	
各種保護					1		1	
職務質問・検問		1	1	1				
110番対応・臨場								1 (1)
各種相談								
少年補導								
被害届等				1 (1)				
告訴・告発								
捜査(逮捕、取調等)							1	
交通指導取締り	1		1		1		1	
交通事故処理								
その他		1 (1)	1	1 (1)				
合 計	1	2 (1)	3	3 (2)	3	0	4	1 (1)

(注) 処理欄の () 内の数字は、前年受理分で内数

報告事項

令和4年中に県警察が認知した人身安全関連事案（ストーカー・DV・児童虐待）については、ストーカー事案が132件（前年同期比-46件）、DV事案が504件（同-47件）、児童虐待事案が607件（同-176件）と、前年に比べいずれも減少した。

1 認知・検挙状況等

(1) 認知・検挙等件数

区分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	前年比
ストーカー	認知	144	136	178	132	-46
	検挙	21	20	21	18	-3
	命令	28	40	26	21	-5
	(延長)	3	1	0	1	+1
DV	認知	452	376	551	504	-47
	検挙 (うちDV法)	57 (0)	102 (3)	64 (1)	40 (0)	-24 (-1)
	命令	31	30	14	16	+2
児童虐待	認知	759	819	783	607	-176
	検挙	60	64	71	35	-36
	通告(人)	1,108	1,186	1,154	939	-215

(2) ストーカー事案に係る被害者と加害者の関係

元交際相手	元配偶者	知人	職場関係者	面識なし	その他
18	5	11	6	1	1

(3) DV事案におけるDV防止法以外の検挙罪名

傷害	暴行	器物損壊	脅迫	逮捕監禁	強制性交等
21	14	1	2	1	1

(4) 児童虐待事案における虐待の種別

身体的	ネグレクト	心理的	性的
164	69	369	5

2 今後の対策

(1) ストーカー・DV

被害者等の安全確保を最優先に違法行為の検挙、被害者等の保護措置、ストーカー行為者に対する取組等を推進する。

ア 関係機関と連携した保護命令等の被害防止のための制度や相談窓口の周知（ストーカー・DV）

イ ストーカー行為者に対する「加害者治療」の推進（ストーカー）

ウ 関係法令を駆使した検挙等による加害行為の抑止（ストーカー・DV）

エ 被害者等の避難に係る公費負担制度や防犯カメラ貸借制度の効果的運用（ストーカー・DV）

(2) 児童虐待

児童の安全確保を最優先に、関係機関と連携し前兆の早期把握に主眼を置きつつ、事案に応じた積極的な事件化を推進する。

ア 児童相談所との連携（派遣警察官の活用や援助要請への対応、合同訓練の実施）

イ 学校等教育機関との連携（生徒指導主事会における情報共有等）

ウ 市町や医療機関等との連携（要保護児童対策地域協議会等を通じた連携）

エ 積極的な事件化（事案に応じた厳正な捜査と捜査を契機とした児童の安全確保）

オ 児童虐待に着眼したDV事案対応（現場臨場時における児童や現場への着目）

- 非行少年総数は227人で、前年より33人増加
- 学職別は、高校生が66人(全体の29.1%)と最多
- 特別法犯の検挙、補導人員は46人で、前年より11人減少
- 触法少年の補導人員が65人で、前年より29人増加

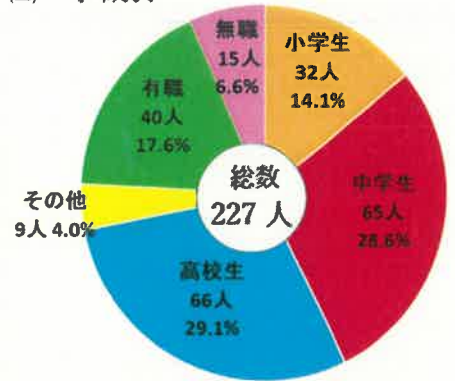
報告事項

1 非行少年の検挙・補導状況

(1) 検挙・補導総数等

区分	H30	R1	R2	R3	R4	増減(人)
合計	331	270	192	194	227	33
犯罪少年	229	208	149	158	162	4
刑法犯	188	163	121	102	120	18
特別法犯	41	45	28	56	42	▲14
触法少年	102	62	42	36	65	29
刑法犯	97	57	39	35	61	26
特別法犯	5	5	3	1	4	3
ぐ犯少年	0	0	1	0	0	0
再犯者率	35.6	38.7	24.0	27.5	29.2	1.7
共犯率	27.4	31.2	15.6	27.9	17.9	▲10.0

(2) 学職別



- 非行少年総数は227人で前年比33人(17.0%)の増加
- 刑法犯少年の再犯者率は29.2%(1.7ポイント増)、共犯率17.9%(10ポイント減)である。
- 学職別は、高校生が66人(全体の29.1%)と最多、次いで中学生が65人(全体の28.6%)

(3) 特別法犯(罪種・学職別)

※()は女子で内数

区分	薬物	軽犯	迷防	育成条例	児ポ	その他	合計	増減
未就学児童							0(0)	0
学生・生徒	小学生	2(1)				1	3(1)	3
	中学生	6			3	1	10(0)	4
	高校生	2(2)	5	4		2	14(2)	-9
	その他						0(0)	-3
有職少年	10	1	2	1		1	15(0)	-3
無職少年	2(1)	2					4(1)	-3
合計	14(3)	16(1)	6(0)	1(0)	5(0)	4(0)	46(4)	-11
増減	4	6	-1	-5	-10	-5	-11	

- 特別法犯の検挙・補導人員は46人で、前年比-11人(19.3%減)である。
- 軽犯罪法違反が16人(前年比+6人、60.0%増)と最多で、次いで薬物関係14人(前年比+4人、40.0%増)、児童ポルノが5人(前年比-10人、66.7%減)となっている。
- 有職少年が15人で全体の32.6%を占めているが、小学生、中学生が増加している。

(4) 触法少年の補導状況

※()は増減数

罪種	人員	小学生	中学生
刑法犯	61(+26)	29(+16)	32(+10)
凶悪犯	1(+1)		1(+1)
粗暴犯	13(+9)	6(+4)	7(+5)
窃盗犯	25(+4)	11(+5)	14(-1)
知能犯	4(+4)	3(+3)	1(+1)
風俗犯	2(±0)	1(±0)	1(±0)
その他の刑法	16(+8)	8(+4)	8(+4)
特別法犯	4(+3)	3(+3)	1(±0)
合計	65(+29)	32(+19)	33(+10)

- 触法少年の補導人員は65人(前年比+29人、80.6%増)である。
- 罪種別では、窃盗が25人(前年比+4人、19.0%増)で最も多く、次いで粗暴犯が13人(前年比+9人、225%増)、特別法犯が4人(前年比+3人、300%増)となっている。
- 中学生が33人で全体の50.8%を占め、小学生は32人で49.2%を占めている。

2 今後の取組

- (1) 非行防止教室の拡充
- (2) チャイルドケア教室による保護者への周知
- (3) かがわマナーアップリーダーズ活動の推進
非行情勢をふまえたリーダーズサミットの開催と非行防止啓発活動の充実
- (4) 少年の立ち直り支援活動の推進
少年警察ボランティア等と連携した立ち直り支援活動等による規範意識の醸成
- (5) 子供の性被害を防ぐ取組の推進
SNS上における不適切な書き込みに対する注意喚起・警告活動の強化